

仙台市高断熱住宅普及促進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、仙台市高断熱住宅普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、2050年の脱炭素社会の実現に向け、住まい手の意識醸成及びつくり手の技術力向上を図ることで、健康的で快適な生活環境を確保する温室効果ガス削減に資する高断熱住宅の普及を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 住まい手向けの普及啓発方法の検討
- (2) つくり手向けの知識・技術力向上に関する方法の検討
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 前項以外の団体の入会は、協議会の会議（以下「会議」という。）において承認するものとする。
- 3 協議会には会員のほかに、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会員の同意を得て選任する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 役員は再任することができる。

(会議)

第6条 会議は、会員により構成する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者をもって充て、会議を主宰する。
- 4 会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席した会員の過半数の同意によって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させることができる。

- 6 会議は、書面によって表決する会議とすることができる。
- 7 書面によって表決する会議においては、表決した会員は、会議に出席したものとみなす。
- 8 議長は、会議の議事について、議事録を作成しなければならない。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 協議会は、第3条に掲げる事項における協議にあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

- 2 部会には部会長を置く。
- 3 部会長は、会員の中から会長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集することとし、部会員以外の者を部会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、仙台市環境局脱炭素政策課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 会員、オブザーバーは、本会の事業において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会議に諮り定める。

附則

この規約は、令和5年5月15日から施行する。

附則（令和6年6月24日改正）

この改正は、令和6年6月24日から施行する。